

## 平成 27 年度第 1 回地域福祉専門分科会 会議録

1. 開催日時：平成 27 年 7 月 1 日（水）午後 3 時 40 分～4 時 30 分

2. 開催場所：市役所 5 階 理事者控室

3. 出席者：

### 【委員】

会長 高田委員

副会長 松丸委員

委員 岸田委員、天野委員、塚越委員、戸村委員、村山委員、山田委員、  
正木委員 (欠席者 0 名)

### 【市川市】

岡崎祥江（福祉政策課長）、吉見茂樹（地域支えあい課長）、野口栄一（介護福祉課長）、杉山秀子（福祉政策課主幹）、森田真博（福祉政策課主任）ほか

4. 議事

(1) 正副会長の選任について

(2) 第 3 期市川市地域福祉計画の概要について

《配布資料》

分科会資料 1 第 3 期市川市地域福祉計画（平成 25 年度～29 年度） 概要版

分科会資料 2 第 3 期市川市地域福祉計画（平成 25 年度～29 年度）

### 【午後 3 時 40 分開会】

1 紹介

各委員及び事務局（市職員）の紹介を行なった。

2 配布資料の確認

事務局より、配布資料の過不足についての確認を行なった。

### 3 開会

区 分	内 容
事務局	<p>それでは会議に入るにあたり、始めに正副会長の選任のために仮議長を決めさせていただきたいのですが、仮議長は岡崎福祉政策課長に務めていただくということでいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>それでは岡崎課長、席の移動をお願いいたします。</p>
岡崎課長	<p>それでは仮議長として進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>只今から、平成 27 年度第 1 回地域福祉専門分科会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、「市川市社会福祉審議会条例第 6 条」に準じ、半数以上の委員に出席をいただいておりますので、会議の開催は成立いたしますことを報告いたします。</p> <p>なお、本会議につきましては、社会福祉審議会に準じ、原則公開となっております。本日の議題の中で非公開とする内容はございませんので、公開としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
岡崎課長	<p>ありがとうございます。それでは、公開することと決定いたします。</p> <p>本日は傍聴希望者はいらっしゃいませんことを報告いたします。</p> <p>それでは、会議議題 1 の「正副会長の選任について」ですが、まずは、会長の選任を行いたいと思います。</p> <p>会長の選任方法につきましては「市川市社会福祉審議会条例第 5 条」の規定に準じ、互選にさせていただきたいと思います。</p> <p>自薦、他薦がございますが、いかがでしょうか。松丸委員。</p>
松丸委員	<p>高田委員を推薦いたします。高田委員は、社会福祉法人の理事でいらっしゃり、特別養護老人ホームの施設長を務められ、福祉の最前線でご活躍されています。そしてこの審議会にも長く係わっていただいておりますので、会長にふさわしいと思いますので推薦いたします。</p>
岡崎課長	<p>ありがとうございます。他にはありませんか。他にご意見が無ければ、ただ今、推薦がありましたように、高田委員に会長をお願いすることよろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
事務局	<p>それでは、会長になられた高田委員には、会長席へお移りいただきたいと 思います。</p> <p>高田会長より一言ご挨拶をお願いしたいと 思います。</p>
高田会長	(高田会長挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。これより高田会長に進行をお願いしたいと思 います。</p>
高田会長	<p>それでは、続いて副会長を選任したいと 思います。</p> <p>副会長の選任方法につきましても、会長の選任方法と同じく「市川市社会 福祉審議会条例第5条」の規定に準じ、互選にさせていただきたいと思いま す。自薦、他薦がございしますが、いかがでしょうか。塚越委員。</p>
塚越委員	<p>松丸委員を推薦いたします。地域福祉計画においても、市川市社会福祉協 議会との連携が必須であります。また社会福祉協議会のわかちあいプランと 歩調を合わせて取組を進めていくことが必要ですので、市川市社会福祉協 議会の常務理事である松丸委員が副会長に適任かと思いますので推薦させて いただきます。</p>
高田会長	<p>他にご意見はありませんか。他にご意見が無ければ、ただ今、推薦をいた だきました松丸委員に副会長をお願いすることによろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
事務局	<p>それでは、副会長になられた松丸委員には、副会長席をお移りいただきた いと思います。</p> <p>松丸副会長より一言ご挨拶をお願いしたいと 思います。</p>
松丸副会 長	(松丸副会長挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事の進行を高田会長にお願いしたく 思います。よろしくお願 いいたします。</p>
高田会長	それでは議事に移ります。

高田会長	<p>会議次第2の「第3期市川市地域福祉計画の概要について」、こちらを福祉政策課長から説明をお願いします。</p>
岡崎課長	<p>(地域福祉計画の概要説明)</p>
高田会長	<p>ありがとうございました。ただ今、計画の概要について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。岸田委員。</p>
岸田委員	<p>基礎的なところですが、社協で使っておられる「互助」という意味と市で使っている「共助」というのは近い意味だと思うのですが、何か線引きというか区別というようなものがもしあればご教示いただきたいのですが。</p>
高田会長	<p>松丸副会長、よろしいでしょうか。</p>
松丸副会長	<p>はい。難しい質問ですね。私もいつも分からなくなってしまいます。「共助」が広い意味で、「互助」のほうがもっと狭い意味で隣近所との助け合いと認識しております。次回、言葉にしてご説明できるようにしておきます。申し訳ございません。</p>
戸村委員	<p>社会福祉協議会に私も関係しているのですが、この「互助」というのはお互い様事業、これが一つのポイントとなっております。要するに、「向こう三軒両隣」の関係ですね。こういう狭い範囲で、お互い助け合いましょう、ということを中心としているのではないかと。確かに、松丸さんが言うように「共助」というともっと意味が広がりますので。そういうことだと思っております。</p>
高田会長	<p>はい、ありがとうございます。社協さんのパンフレットに確か長屋のイメージのパンフレットがあったかと思えますけれども。そうした、隣近所、というところでの「互助」だとイメージしやすいかなと思います。</p> <p>ほかにどなたかご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>この地域福祉分科会ではかねてから福祉圏域のあり方、というものが問われておりまして。ようやくここで、ある程度見えてきたことになるのかなと思いますけれども。そのあたり、事務局のほうから簡単にご説明していただいてもよろしいでしょうか。</p>
岡崎福祉政策課長	<p>私から説明させていただきます。最初の社会福祉審議会でも説明させていただいたお話と、今お話させていただいたものが少し違っているのではないかという思いを持たれたのではないかと思います。実は、地域福祉計画の中では福祉地区の分け方として市内を小域福祉圏14地区にわけ、これを北部、</p>

岡崎福祉政策課長	<p>中部、南部という3福祉圏域に分けております。各小域福祉圏14地区の仮題等の情報を3福祉圏域でとりまとめ、それを行政が吸い上げていく、というシステムになっております。この14地区につきまして、一番南の行徳地区につきましては範囲が広いので二つに分けて、15地区にしたものが、今期から始まりました第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中での分け方でございます。</p> <p>この15地区につきましては、南行徳が二つに分かれただけではあるのですが、圏域につきましては、東西南北の4圏域に分けております。そこで、既存の地域福祉計画と差異が生じておりまして、この点について、地域福祉計画の見直しの中で整合性をとる必要があります。今後の介護保険事業や地域での活動を考えますと、3圏域から4圏域に修正していくことを皆さまにお願いしたいと考えております。</p>
高田会長	<p>はい、ありがとうございました。これからの見直しの中で、いま課長がおっしゃったあたりを皆さんで議論していき、見える形で活用につなげていただきたいと考えております。</p> <p>ほかにどなたかご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
戸村委員	<p>今お話がありました地域別の基幹福祉圏ですが、これと、包括支援センターや地域ケアシステム等とどうも区別が付きにくいので、このあたりをクリアにしていただければと思うのですが。</p>
高田会長	<p>はい、ありがとうございます。地域包括支援センターが全域にできるということで、そのあたりの整合性といいますか、ちょっとご説明いただければと思うのですが。野口課長お願いします。</p>
野口介護福祉課長	<p>介護福祉課長の野口です。昨年、この地域福祉計画を所管しておりました。包括支援センターの圏域につきましては、先ほど福祉政策課長からお話がありましたように、今回の高齢者福祉計画・介護保険事業計画のなかでは小域福祉圏を基礎に、4つに分けております。その関係から、包括支援センター、いわゆる相談する場所を、小域福祉圏域、いわゆる自治会連合会の区域ですが、その地区社会福祉協議会の圏域をひとつの単位としまして、そこにひとつずつ整備していくということで今計画をしているところです。さきほど、15箇所目の南行徳につきましては、面積と人数が多いものですから、こちらを二つに分けて、全体で15箇所というふうにしていきます。</p> <p>大きくくりといたしましては、地域福祉計画では3つ、あとから作りました高齢者福祉計画・介護保険事業計画では4つにしております。その4つに、コミュニティワーカーを一人ずつ配置しております。そのコミュニティワーカーにつきましても、国のほうでも介護保険事業のなかでコーディネー</p>

野口介護 福祉課長	<p>ターという言い方をしておりますけれども、配置をしていくということになっておりますので、高齢者福祉計画・介護保険事業計画で4圏域にした関係で、地域福祉計画の見直しに際し、3つの圏域を4つしていく方向でどうでしょうかということを検討していただきたいということでございます。</p> <p>これとまた地域包括ケアシステムという話になりますと、なかなか複雑でございまして、きちんと整理してやっていかなければと思っておりますが、一言で簡単にこうです、というのは難しいのでまた資料等で、ご説明させていただければと思うのですが。</p> <p>包括ケアシステムと包括支援センターの違いというか、今、戸村委員がおっしゃっているのは、包括ケアシステムということでしょうか、それとも包括支援センターということでしょうか。</p>
戸村委員	<p>要は、その包括支援というのは、介護と医療が入ったものに限るわけでしょうか。それからあとは地域の支えあいなんかも入ってくるだろうし、それから自身の介護予防とか。そういったものに限るのを包括支援でやるのか。この地区社協をベースにしたものというのはそういうもの以外にも色んなものがありますよね、ひきこもり高齢者を表へ出してもらおうとか。そのあたりの区分けをどういう風にしていくんですか、ということです。地区社協がベースになっているということですが、今後は、その包括が全部まとめてやるんですよ、という意味なのではないでしょうか。</p>
野口介護 福祉課長	<p>包括支援センターのことをおっしゃっているということでしょうか。包括支援センターはですね、高齢者の相談と支援が中心となります。ですから包括ケアシステムを進めていくのは包括支援センターではないんですね。紛らわしい名前を使っているので分かりにくいですね。</p>
戸村委員	<p>紛らわしいのでそこをクリアにしていきたいですね。</p>
野口介護 福祉課長	<p>包括支援センターにつきましては、今後、市川市として愛称をつけて、今、庁内で出ているのは「高齢者サポートセンター」というような名前なのですが、高齢者の支援を中心にやっていくということです。市川市では、地域ケアシステムと地域包括ケアシステムと地域包括支援センターという言葉を使っているものですから、非常に分かりにくくて、このあたりを整理していきたいなと考えております。包括支援センターは、全体を進めていくということではなくて、高齢者の方々の具体的な支援ですとか相談、そういうものをするのがセンターの役割と考えております。</p>
高田会長	<p>戸村委員、よろしいでしょうか。</p> <p>次回の分科会ではそのあたりをもう一度整理してから、見直しの話し合いを</p>

高田会長	<p>進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 それではどなたかまた、ほかご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
天野委員	<p>今の話に関連しているのですが、地域包括支援センターが、14圏域から15圏域、南行徳が二つに分かれたということで、各地域に1箇所ずつと伺っております。「高齢者支援センター」という別名ということで、高齢者が支援の対象になっておまして、人口比率によって、ということなんです。各地域1箇所となりますと、地域が広いと高齢者ですので、そこへ行くのにかなり距離があるのではないかと思います。各地域1箇所というのを順次増やしていくということもその計画に含まれているのかということをお伺ひしたいと思います。</p>
高田会長	<p>では野口課長、よろしいでしょうか。</p>
野口介護福祉課長	<p>はい、介護福祉課長です。今話している、包括支援センターですね、今度「高齢者サポートセンター」となるのですが、こちらの基準はですね、65歳以上人口が3千人から6千人に対して、社会福祉士と主任介護支援専門員、あと保健師等ということで、この3職種を置くという基準になっております。地区を人数で割ってしまいますと、地域の活動と区域が合わないものですから、なるべくこの3千人から6千人で3職種、プラス、2千人ごとに職員を配置していくというようなことで、今取り組んでおります。</p> <p>今ご質問がありましたけれども、南行徳地区につきましては、確か高齢者人口が1万2千人を超えておりますので、この3千から6千人の基準で行きますと、二つに分けて活動していただくということ。他の地区につきましても、今後高齢者人口が増えていくことがございましたら、それはその都度検討していく必要があると考えております。まだ先々のことですので、はっきりとした計画はございませんが、人口規模に応じて職員の配置等考えていきたいと考えております。また、ご自宅からセンターまで遠いということですが、現在、在宅介護支援センターを11箇所設置しており、そちらまで足をお運びいただくということがなかなか難しいということがございます。センターからそのエリア内のご自宅にお伺ひするなどして、アウトリーチの手法になるかと思ひますけれども、お出かけがなかなか難しい方につきましては、できるだけ出向いてお話を伺うような方向で支援していきたいと考えております。また、来ていただける方につきましては、来ていただくということになるかと思ひます。以上でございます。</p>
高田会長	<p>天野委員、よろしいでしょうか。</p>
天野委員	<p>たとえば具体的にここで言いますと、大柏地区、非常に面積が広いです。</p>

天野委員	<p>それで、3千人から6千人に対し3人の方が出向くということになると非常に効率が悪いのではないかなど。すると遠いからなかなか行けない、となるとその高齢者は置き去りにされてしまう。人口比率ではなく面積に応じて増やせるような計画を考えることはできないでしょうか。山坂が多いので、また交通の便も不便なところもあるでしょうし。面積が非常に小さいところに人口が凝縮してればいいのですが、広くなるとどうしても「行く」行為というものが出来づらくなる。来てくれるといっても一人しかいない方が、対象者を1日に何十件回れるか、そういったことも今後考える必要があるのではないかと思います。</p>
高田会長	<p>ありがとうございます。  相談の利便性ですとか、職員が訪問する際のフットワークをどう良くしていくかについて、これはまた分科会のほうで議論いただいて見直しの中で反映させていきたいと考えております。天野委員、よろしいでしょうか。</p>
天野委員	<p>はい。</p>
高田会長	<p>あとはその他ご意見よろしいでしょうか。塚越委員、お願いします。</p>
塚越委員	<p>重点サポート1のところに「災害時要援護者名簿登録制度運用事業の推進」とありますが、個人情報保護法の関連と、あとこの名前の統一を含めて検討されていらっしゃるかどうかと思うのですが、そのあたりの説明をお願いします。</p>
高田会長	<p>この事業についてはどちらの課が担当でしょうか。</p>
吉見地域 支えあい 課長	<p>はい、地域支えあい課です。まずこの事業の名称からご説明いたしますと、災害対策基本法の改定等に伴いまして、「災害時要援護者」という名称から「避難行動要支援者名簿登録制度」というかたちで今後この事業を展開させていただきたいと考えております。それから今、塚越委員がおっしゃったように、個人情報との関係もございましてなかなか名簿登録に一步を踏み出せないという市民の方々もいらっしゃいます。私どものほうでも当然、そのあたりは認識しておりまして、ではどのようにすれば登録していただけるかということ、近隣との状況を確認しながら、たとえば手挙げ方式がいいとか、あるいは要件を区切って、対象となる方々に個人情報との関連を付記してダイレクトメールを送るとか、そういったことも含めて、検討していきたいと思っております。そうして登録していただくと、自治会の役割が色々出てくると思います。今まで自治会と覚書を取り交わして行なっておりましたけれども、これが26年度では56%ほどしか行なわれていないので、2</p>



吉見地域 支えあい 課長	7年度の目標として大体80%くらいの自治会と覚書を交わしたいと考えております。この覚書も、要援護者を支援するものとして自治会が名簿の写しの提供を受けるときに、個人情報の取扱いについて遵守しなくてはならないという取り決めが含まれているものです。今後も色々な手段を使いながら検討、協議を重ねて行きたいと考えております。
高田会長	はい、ありがとうございます。塚越委員、いかがでしょうか。
塚越委員	もう1点ですが、最初に自治会と取り交わしました「災害時要援護者名簿登録制度」をまるっきり白紙に戻すのではなく、このまま引き続き名前を変えても行なうのでしょうか。
吉見地域 支えあい 課長	はい、確かに名称は変わりましたが、今までの覚書が全く無効になるとは考えておりませんので、それは引き続き有効ということで行なっていきたいと考えております。
塚越委員	5年以上過ぎても、実際に運用がなかなか進んでいないかと思います。もう少し、自治会にも使い勝手がいいようなものになれば、普及が進むのかと思うのですが。災害時には名簿を公開してもいいということですが、いざ災害が起きたときに公開しても、実際には助けられないのが現実ではないかと思うんですね。だからその前に、まあ自治会も社協のように「お互い様」の精神で努力していかなければいけないのですけれども、そういうような、もう少し使い勝手がいいようにしていただくと利用される方の意識も少し変えられるのではと思っております。
高田会長	はい、ありがとうございました。何か補足はよろしいでしょうか。
吉見地域 支えあい 課長	はい、地域支えあい課です。今お話を伺いまして、援護される方、する方、それぞれの思いがあらうかと思えます。そういったことも含めて、言葉が悪いですけど「使い勝手のいい」名簿にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
高田会長	はい、ありがとうございました。行政制度の名称って、なかなか分かりづらい事も多々あって、もっと親しみやすい用語があるのかなとも思います。それともっと動きやすい仕組みを作ろうと、そういったことも含めましてまた9月以降の分科会で議論していきたいなと思います。
村山委員	他にはご意見等ある方いらっしゃいますか。村山委員。
	今後は「避難行動要支援者名簿登録制度」ということで進めていくと思う

村山委員	<p>のですが、やはりいくら名簿があって取り交わしをしても、そこまで終わってはそれが非常時に生きてこないというのが現実だと思います。自治会さんのほうも、責任だけ持たされて地域づくりに繋がらないような気がします。自治会さんと支援を受ける当事者が平常時どのようなかたちでつながっていくか、というところがきちんとできなければ地域づくりに繋がっていかないと思うので、そこをどういう風にしたらよいかを、ざっくばらんに話し合うことが「共助」という点で大事だと思います。そのモデルケースというか、そういう案が出てくるとすごくいいと思います。</p>
戸村委員	<p>この「災害時要援護者名簿登録制度」、今は「避難行動要支援者名簿登録制度」ということですが、これは高齢者福祉計画で一番もめました。結局、これの悪い点というのは、5年か6年前、行政が手挙げ方式で名簿を作って、それっきりです。あと何にもフォローをしていない。今の時期でこれを知っている人はほとんどいない。我々民生委員でも、どこかで介護を受けている方がいるとこれに入ってくださいと推薦して増やしているくらいで、ほかはほとんど動いていないのではないのでしょうか。我々民生員でも「災害時一人も見逃さない運動」というのをずっとやっていた。ちょうど同じくらいの時期からやっているのですけれども。行政には悪いのですが、行政が発足させてこういう制度を取り入れているところは大体うまくいっていない、失敗しているんですよ。名簿を作ったきり。うまくいっているところというのは、行政が動かず、自治会と民児協で一緒になってやったところはうまくいっているんですね。だからどうやるかっていうのを決めないで、先に手を挙げて作っちゃったというのが一番の問題です。それから5年も経って全くフォローしてない、というのがまた行政の悪いところなんですよ。これは25年から重点課題になっているんですが、ぜひこのあたりを、自治会、あるいは地域が動けるような制度にさせていただいて、自治会や民児協に色々意見を聞いていただいたうえで制度を見直していくのが一番いいのではと思っております。よろしくをお願いします。</p>
吉見地域 支えあい 課長	<p>ご意見ありがとうございました。名簿ができれば、増えればそれでいい、と私どもも思っているわけでは決してございません。今おっしゃったように、うまく地域で使えるように、あるいは橋渡しの役割を果たせるようにと考えておりますので、これからも協議させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
高田会長	<p>はい、ありがとうございました。行政と自治会、同じ土俵でこの名簿をどう作っていくか、このあたりを議論して、動ける仕組みを作っていきたいと考えております。</p>

戸村委員	そうですね、作っちゃったからやってください、では自治会は動かないですよ。自治会を引っ張り込んで、一緒になってやると、非常にいいと思いますね。
高田会長	そのあたりの進捗管理もしっかりしていきたいと思います。
村山委員	いま高齢者のお話をしておりましたけれども、私どもとしては障害者として支援を受ける側として、私たちの意見というか気持ちもぜひ聞いていただきたいなと思っております。もちろん、災害のときは手助けが必要ですが、まず知り合う、ということが大事だと思うんですね。この地に、こういう高齢の方や障害の方が住んでいるということがみんなに分かることがすごく大事で。それが出来る良いきっかけだったと、最初に名簿が出来たときには思っていたんですけども。そこから知り合う、という動きになかなか出来なくて。当事者側から、知り合いになりたいと声を発するのもなかなか厳しいところだと思うので、そこの当事者の動きも促せるような仕組みにしていだけたら、普段から障害のある人も高齢の方も、ちょっと困ったら普段から「ちょっと助けて」というような声をかけやすいと思うので、そういう関係作りもして行ってほしいと思います。
高田会長	はい、ありがとうございます。互助、共助の仕組み、障害者の方と交流を持てる仕組みを普段から作っていくことが大切だなと、いま村山委員のお話を伺って感じました。 そのほか、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 ご意見が無いようでしたら、平成 27 年度第 1 回地域福祉専門分科会を終了いたします。事務局より今後の予定等についての連絡がありますので、このままお待ち下さい。次回の会議日程について、事務局よりお願いいたします。
事務局 (杉山主幹)	(事務局より今後の予定について事務連絡)

【午後 4 時 30 分閉会】

平成 27 年 7 月 1 日  
市川市社会福祉審議会  
地域福祉専門分科会  
会長 高田 俊彦